

いばらき業務改善奨励金交付業務に係る労働者派遣企画提案募集要領

この要領は、いばらき業務改善奨励金交付業務に係る労働者派遣公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提出者は、次の事項を熟知のうえ、企画提案書を提出してください。

当公募型プロポーザルは、茨城県議会令和5年第四回定例会における、令和5年度茨城県一般会計補正予算の成立を前提に実施いたします。

令和5年度茨城県一般会計補正予算が成立しない場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しないことを了解の上応募願います。

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1) 業務名

いばらき業務改善奨励金交付業務に係る労働者派遣

(2) 事業目的

物価高の影響を受ける中小企業等の設備投資等を支援することで、生産性向上を図り、持続的な賃上げを促進するための制度である「いばらき業務改善奨励金」交付業務において、申請に対する迅速な審査及び支給手続き、また、中小企業への積極的な周知広報が必要である。そのため、人材派遣によって専任の審査事務員を配置し、審査業務の迅速化を図るとともに、「いばらき業務改善奨励金」に関する周知広報を促進していく。

2 業務の内容

別添「いばらき業務改善奨励金交付業務に係る労働者派遣仕様書」のとおり。

3 労働者派遣の実施期間

令和6年1月9日から令和6年3月31日まで

4 派遣料上限額

990,000円(消費税及び地方消費税含む)

※上記「3 労働者派遣の実施期間」で見込まれる上限額。なお、通勤費を除く。

5 資格要件

当該企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の登録を受けている事業者であること。

6 応募書類及び提出方法等

(1) 応募書類

- ア いばらき業務改善奨励金交付業務に係る労働者派遣企画提案応募申請書（様式1）
- イ 応募資格等確認用書類（証明書等については、申請日前3月以内に交付されたものに限り。）
 - (ア) 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式2）
 - (イ) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (ウ) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
 - (エ) 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し）
 - (オ) 茨城県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
 - (カ) 直近3事業年度の事業報告書、決算書
 - (キ) 派遣業の許可書の写し
- ウ 企画提案選考用書類
 - (ア) 企画提案書（任意様式A4版）
※7（3）ウの評価項目との対照が分かるように記載してください。
 - (イ) 派遣予定人員のスキルシート（任意様式）
※取得資格・技能、職務経歴等が分かるもの。
 - (ウ) 経費見積書（様式3）
 - (エ) 法人等の概要書（様式4）
 - (オ) 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(2) 提出部数

- 上記（1）ア及びイを1部
- 上記（1）ウを5部

(3) 留意事項

- ア 企画提案は、一法人等につき1件とします。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ウ 提出された書類の内容は変更することができません。
- エ 提出された書類等は返却しません。
- オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

カ 採択された企画提案書の著作権は茨城県産業戦略部労働政策課に帰属します。

7 応募の手続き及び選定方法等

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉グループ（担当：清水）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3635 FAX：029-301-3649

電子メール：roseil@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募手続き

ア 応募に関する質問

(ア) 受付期限

令和5年12月19日（火）午後5時まで

(イ) 質問様式

様式は自由としますが、以下の項目を明記してください。

a 件名は「【質問者名】いばらき業務改善奨励金交付業務問い合わせ」としてください。

b 法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス

c 質問の表題

(ウ) 送付方法

電子メールにより7(1)の問い合わせ先記載のメールアドレスまで送付してください。

(エ) 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メール及び県ホームページ上で回答します。

なお、質問内容が質問者の提案内容に密接に関わると判断されるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回答します。

また、企画提案書の審査に係る質問には回答しません。

イ 応募書類の受付

令和5年12月21日（木）午後5時を期限とします。期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送（必着、郵便書留）により提出してください。

(3) 選考について

ア 選考方法

(ア) 審査会の審査結果に基づき、受託候補者を1事業者選定します。

(イ) 審査会では、6(3)「企画提案選考用書類」により書面審査を行います。

イ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

ウ 審査基準（プロポーザルの評価項目等）

審査基準は下表のとおりです。

評価項目	内容	配点
業務体制	・会社の業務体制（派遣労働者への研修や支援体制）が十分か ・病休等に備えた代替労働者の確保が円滑に行い得る体制か。	20
自治体への派遣 業務実績等	・自治体への派遣業務実績の中で当業務に通じる分野があるか。 無い場合でも、当業務を担うに際して、十分な派遣実績があるか。	10
個人情報の保護	・会社として電子データ、メール等の情報を適切に管理するための取組み・体制作りがなされているか。 ・会社における取組が派遣労働者一人ひとりに伝達・教育されているか。	20
人材の選任	・適格な派遣労働者の確保のための募集方法、選考方法等を行っているか。	10
派遣人員	・電話や電子メール等に係る一般的接遇やパソコン操作スキル等、事務能力が十分か。 ・奨励金申請書類の審査業務を行う事務能力が十分か。	30
価格評価	配点×全体の最低見積額／当該見積額	10

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 事前協議

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する人材派遣や契約内容について、県と協議を行います。

人材派遣の内容は、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、変更を行うものとします。

この場合において、受託候補者との協議で双方合意に至らない場合は、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約手続き

ア 契約書の締結

県は、(1)の事前協議を経て、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第13

8条第2項第6号に該当すると認める場合は契約保証金を免除します。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行ってください。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (3) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (4) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。